

平成 27 年 4 月 1 日 策定
平成 29 年 12 月 1 日 改正
平成 30 年 4 月 1 日 改正
令和 3 年 9 月 1 日 改正

大田区立志茂田小学校いじめ防止基本方針

いじめは、いじめを受けた児童の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命、身体に重大な危険を生じさせるおそれがあるものであり、絶対に許されない行為である。しかし、いじめは、どの学校にも起こりうるものであり、全国的に深刻な状況が続いている。

本校では、「いじめ防止対策推進法」（平成 25 年法律第 71 号。以下「法」という。）第 13 条の規定、「いじめの防止等のための基本的な方針」（平成 25 年 10 月 11 日 文部科学大臣決定 最終改定 平成 29 年 3 月 14 日）及び「大田区いじめ防止基本方針」（平成 26 年 9 月 24 日 大田区教育委員会決定 令和 3 年 4 月 1 日改正）に基づき、いじめの防止等のための対策を総合的かつ効果的に推進するために「大田区立志茂田小学校いじめ防止基本方針」（以下「学校いじめ基本方針」という）を策定する。

第 1 学校いじめ基本方針策定の目的

いじめの問題は、心豊かで安全・安心な社会をいかにつくるかという学校を含めた社会全体に関する国民的な課題であり、いじめ問題への対応は、学校における最重要課題の一つである。

本校は、いじめのない学校の実現や、児童の尊厳を保持する目的のもと、大田区・教育委員会、家庭、地域社会その他の関係機関が相互に連携し、いじめの未然防止、早期発見、早期対応、重大事態への対応のためのいじめ防止等の総合的な対策を効果的に推進するための基本的な方針を定める。

第 2 いじめの定義

「いじめ」とは、児童に対して、当該児童が在籍する学校に在籍している等当該児童と一定の人的関係にある他の児童が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童が心身の苦痛を感じているものをいう。

第 3 いじめの禁止

いじめは、いじめを受けた児童の教育を受ける権利などの人権を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を及ぼし、いじめを受けた児童の心に長く深い傷を残すものである。いじめは、絶対に許されない行為であり、全ての児童は、いじめを行ってはならない。

第 4 いじめ問題への基本的な考え方

いじめは、どの学校でも、どの学級でも起こりうるという認識の下、大田区教育委員会、家庭、地域及びその他の関係機関と連携協力し、日常的に未然防止に取り組むとともに、いじめを把握した場合には、速やかに解決する。とりわけ、児童の尊い命が失われることは決してあってはならず、早期発見、早期対応を基本として取り組む。

1 いじめを生まない、許さない学校づくり

いじめに関する児童の理解を深め、いじめを許さない態度を養う

学校の教職員は、いじめ問題の解決を目指し、道徳の授業等を通じて、児童がいじめについて深く考え理解するための取組を充実するとともに、児童による主体的な取組を支援するなどして、児童自身がいじめは絶対許されないことを自覚するように促す。

2 児童をいじめから守り通し、児童のいじめ解決に向けた行動を推進する

いじめられた児童を守る

学校は、いじめられた児童からの情報やいじめの兆候を確実に受け止め、いじめられた児童が安心して学校生活等を送ることができるようにするため、いじめられた児童を組織的に守り通す取組を徹底する。

児童の取組を支える

学校は、周囲の児童がいじめについて知っていながらも、「言ったら自分がいじめられる」などの不安を抱えていることを直視し、勇気をもって教職員等に伝えた児童を守り通すとともに、周囲の児童の発信を促すための児童による主体的な取組を推進する。

3 教員の指導力の向上と組織的対応

学校が一丸となって取り組む

学校は、いじめ問題に適切に対応できるようにするため、個々の教職員のいじめ問題に関する鋭敏な感覚と的確な指導力を高める。また、教職員個人による対応に任せるだけでなく、教職員間における情報の共有化や共通認識による指導を徹底するなど、学校全体による組織的な対応を行う。

4 保護者・地域住民・関係機関と連携して取り組む

社会総がかりの取組を推進する

学校は、いじめが複雑化・多様化する中、いじめ問題を迅速かつ的確に解決できるようにするため、大田区教育委員会、保護者や地域及びその他の関係機関との連携を強化し、社会総がかりでいじめ問題の解決に向けて取り組むことを推進する。

保護者は、その保護する児童がいじめを行うことがないよう、当該児童に対して規範意識を養うための指導などに努めるとともに、当該児童をいじめから保護する必要がある。

また、保護者や地域住民は、いじめの情報を得た場合には、学校に速やかに連絡、相談するなど学校によるいじめの防止等の取組に協力するよう努める。

第5 学校における取組

1 組織等の設置

(1) 学校いじめ対策委員会

いじめ防止等に関する措置を実効的に行うため、校長、副校長、生活指導主任、養護教諭、主幹教諭、担任、学年主任、専科主任、SR主任、ことば主任及びスクールカウンセラー等で構成する「いじめ対策委員会」を設置する。

いじめの報告が管理職、生活指導主任にあれば、校長が一両日中に学校いじめ対策委員会を開催する。事実関係を把握し、教職員間で情報を共有した上で支援体制の構築を図り、児童への指導、支援を行う。場合によっては、いじめかどうかの判断も行う。3か月間経過観察を行い、再び学校いじめ対策委員会を開き、いじめの解消、解消見込み、継続を判断する。いじめの解消後も、教職員で引き続きいじめの再発防止に努め、見守る。

(2) 学校いじめ調査委員会

重大事態が発生した場合には、その事態に対処するため、大田区教育委員会や関係機関と連携し、速やかに学校の下に組織を設け、当該重大事態に係る事実関係を明確にするための調査を行う。

2 いじめ防止アンケート等の実施

学期に1回（年間3回）、全学年を対象にいじめ防止アンケートを実施する。気になる記述の児童に個別で面談をしたり、聞き取りをしたりし、早期発見に生かす。4年生から6年生は大田区学校生活調査を実施し、結果を基に面談を行う。

3 SNS学校ルールの策定、見直し

SNS東京ルールを受け、平成28年7月にSNS学校ルールを策定した。毎年度、教職員及び児童により適宜見直しを行う。

4 学校における具体的な取組

学校は、保護者、地域及び関係機関と連携して、「未然防止」、「早期発見」、「早期対応」、「重大事態への対処」の4つの段階に応じて、いじめの防止等に向けた効果的な取組を行う。

(1) 未然防止

- ・学校全体に「いじめる行為は絶対に許されない」という意識を高める。
- ・教育活動における配慮事項や問題点を全教職員の共通理解を図る。
- ・各教科等の授業における規律正しい態度や、道徳教育及び人権教育の充実、読書活動・体験活動・交流授業(近隣の保育園との連携)、いじめを行わない態度を養う。
- ・生命尊重週間において、命を大切にすること、一人一人を大切にすることを全校朝会、ポスター等で呼び掛ける。
- ・エールワークにおいて、教職員が児童の成長やよさを直接伝える機会を保障する。
- ・校内研修等OJTの充実やOff-JT等を通じて教職員の資質を向上する。
- ・セーフティ教室を開催するなどして、インターネットによるいじめ防止のための啓発活動を行う。
- ・学校だよりや道徳授業地区公開講座、スクールカウンセラーによる教育相談、親子での面談、関係機関とのケース会議などを通じた家庭との連携協力を強化する。
- ・全校朝会にて、いじめを絶対に許さないことを宣言し、生命尊重、人権尊重の精神と共に共生社会の実現を図ろうとする感性を育てる。

(2) 早期発見

- ・学校の教育活動において児童の発するいじめに関するサイン等の観察に努める。休み時間については、週番の教員が中心となり校内を巡回し、困ったことを聞き取ったり、一緒に考え現状を把握したりするなどして、早期発見によりいじめに繋がらないようにしていく。
- ・年間3回のアンケート調査や、4年生以上を対象とした大田区学校生活調査、スクールカウンセラーによる全員面接（3年と5年）等の実施等による早期のいじめの実態把握とともに、児童がいじめを訴えやすい学校体制を整備する。
- ・保健室や相談室等の利用、電話相談窓口の周知等による相談体制を整備する。
- ・いじめに関する情報を全教職員で共有化する。
- ・保護者や地域住民からのいじめに関する情報の収集に努める。

(3) 早期対応

- ・いじめを発見した場合、特定の教職員で抱え込まず、速やかに組織として対応する。
- ・いじめられた児童やいじめを知らせてきた児童の安全を確保する。
- ・いじめられた児童が落ち着いて教育を受けられる環境を確保する。
- ・教育的配慮の下、毅然とした態度でいじめた児童を指導する。
- ・いじめを見ていた児童に対して、自分の問題として捉えさせる取組やいじめを撲滅する取組を行う。
- ・いじめを解決するための保護者への支援・助言を行う。
- ・学校だよりや保護者会の開催など、保護者と情報を共有する。
- ・関係機関や専門家等と相談・連携して対応する。
- ・いじめが犯罪行為として取り扱われるべきと認められる事案については警察と連携して対応する。

(4) 重大事態への対処

- ・いじめられた児童の安全を確保する。
- ・いじめられた児童が落ち着いて教育を受けられる環境を確保する。
- ・いじめに関する情報を保護者等に伝えるとともに、解決に向けて連携して取り組む。
- ・必要に応じ、児童や保護者等への心のケアを行う。
- ・関係機関や専門家等との相談・連携による対処を行う。
- ・重大事態に係る事実関係を明確にするための調査の実施及び教育委員会が行う調査に協力する。
- ・重大事態発生について教育委員会や区長に報告する。
- ・報告された重大事態の調査結果についての区長の調査（再調査）に協力する。